

広島県告示第三百十四号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十一年四月一日から、江田島市の次の表の上欄に掲げる区域内の字の区域を廃止し、同表下欄に掲げる町の区域に変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、江田島市長から届出があった。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	
町	字	地	番	町	欄
江田島町	フカドウ	一五〇三五の一、一五〇三五の三、一五〇三 九、一五〇四〇の一、一五〇四〇の二、一五 〇四〇の三、一五〇四〇の四、一五〇四〇の 五、一五〇四一の一、一五〇四一の二、一五 〇四一の三、一五〇四一の四、一五〇四一の 五、一五〇四一の六、一五〇四一の八、一五 〇四一の九、一五〇四二の一、一五〇四三、 一五〇四四の一		江田島町宮ノ原三丁目	